

●香川県告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

令和2年1月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第1号（あおのり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 湊川川尻地先

イ 点の位置

基点A 三本松港防砂堤5号北端

〃 B 一ツ島西端

〃 C 双子島の西島西端（イヌイ角）

〃 D 白鳥港松西（東）3号離岸堤西端

〃 E 白鳥港松西（東）6号離岸堤西端

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線上Aから400メートルのところ

〃 ハ イからD見通し線上イから300メートルのところ

〃 ニ ハからC見通し線とロからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あおのり養殖業	3月1日から6月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第2号（あおのり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小磯漁港地先

イ 点の位置

基点A 小磯漁港北防波堤南東端から防波堤沿い北西へ130メートルのところ

〃 B 一ツ島西端

〃 C 小磯漁港B防波堤北端

〃 D 袖無鼻北端

〃 E 大角鼻南端

- 〃 F 女島南端
- 〃 G 三本松港西埋立地北西角
- 点 イ AからB見通し線上Aから30メートルのところ
- 〃 ロ CからD見通し線上Cから110メートルのところ
- 〃 ハ CからE見通し線とFからG見通し線との交差点
- 〃 ニ FからG見通し線上ハから南東へ320メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あおり養殖業	3月1日から6月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第4号（あおり）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町吉田西地先
- イ 点の位置

基点A 宇多津町吉田西護岸中央角

- 〃 B Aから護岸沿い南へ500メートルのところ
- 〃 C 多度津町高見島高頂（竜王の森298メートル）
- 〃 D 多度津町高見島北端

- 点 イ AからD見通し線上Aから100メートルのところ
- 〃 ロ AからD見通し線上Aから500メートルのところ
- 〃 ハ BからC見通し線上Bから500メートルのところ
- 〃 ニ BからC見通し線上Bから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あおり養殖業	4月11日から6月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石、綾歌郡宇多津町

2 免許予定日 令和2年3月1日

3 免許の存続期間 令和2年3月1日から同年6月30日まで

4 免許申請期間 令和2年1月16日8時30分から同月17日17時まで